

「一般名処方」に関するお知らせ

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

薬剤の一般名称を記載する処方箋を発行した場合は、処方箋の内容に応じて次に掲げる点数を処方箋交付1回につきそれぞれの所定点数を加算させていただきます。

イ. 一般名処方加算 1 8点

ロ. 一般名処方加算 2 6点

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

令和8年6月

医療法人金峰会山崎病院